

## 加古川市土地利用調整推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土地利用調整推進事業の補助金の交付に関して、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号。以下「実施要綱」という。）、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、土地利用調整推進事業とは、関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等に関する事業をいう。

### (補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表1に掲げるとおりとし、予算の範囲内において、全部又は一部を補助することができる。

### (補助金等確定通知書の省略)

第4条 市長は、規則第15条の規定により確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、補助金等確定通知書を省略することができる。

### (補助金請求)

第5条 補助事業者は、規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日又は実施要綱が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則（令和5年3月24日 産業経済部長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	ほ場整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う、生産性の高い農業構造の確立を図るため。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市雁戸井土地改良区
	対象となる経費	第2条に規定する事業に要する経費のうち、土地改良区が行う土地利用調整推進事業に必要な経費
	補助対象経費の総額から控除される額	土地利用調整推進事業に対し、この要綱に基づく補助金以外に交付された補助金額
補助金の補助率又は額	補助率	補助対象経費の25/100
	補助金の額	補助金の額は千円未満切り捨て